

大阪府アルコール健康障がい対策推進計画における取組み事業

資料1-1

全事業一覧

No	ページ数	取組の具体的内容			アルコール健康障がい対策推進計画に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)内容	担当課 ■令和3年度取組み有 □令和3年度取組み無	【令和3年度(2021)】 実施状況
		項目						
		大	中	小				
1	21	第4章	(1)アルコール専門医療機関・相談機関の情報提供	アルコールの治療を専門的に行う医療機関の情報を集約し、地域の相談拠点とあわせて、府民に対して府のホームページにおいて情報を提供する。	アルコール依存症の専門的治療の情報の集約・情報提供	健康医療部 地域保健課 ■	【地域保健課】 地域保健課のホームページに「依存症に関する相談窓口」のページを作成し、専門医療機関や相談拠点機関の情報を提供。	
2	23	第4章	(2)広報・啓発の推進 ①学校教育の推進 (青少年に対する啓発)	小・中・高等学校学習要領に則り、アルコール等が心身に及ぼす影響等、正しい知識の普及に取り組む。	「保健」の授業や特別活動、総合的な学習の時間等における指導	教育庁 ■	【教育庁】 小・中・高等学校における「保健」の授業や特別活動等において、飲酒による健康影響等について指導	
3	23	第4章	(2)広報・啓発の推進 ①学校教育の推進 (青少年に対する啓発)	アルコール関連問題啓発週間において、小・中・高等学校に対してポスター等を活用し飲酒について啓発する。	「アルコール関連問題啓発週間ポスター」の発送	教育庁 ■	【教育庁】 ○「20歳未満の者の飲酒防止啓発ポスター」を府立学校・市町村教育委員会・市町村立学校(中・高)へ送付	
4	23	第4章	(2)広報・啓発の推進 ①学校教育の推進 (青少年に対する啓発)	アルコール関連問題啓発週間において、小・中・高等学校に対してポスター等を活用し飲酒について啓発する。	アルコール関連問題啓発週間における普及啓発	健康医療部 地域保健課 ■	【地域保健課】 国より教育庁へ直接ポスター提供あり(No3)。	
5	23	第4章	(2)広報・啓発の推進 ①学校教育の推進 (青少年に対する啓発)	大学・専門学校の新入生を対象に、20歳未満の者の飲酒防止や、飲酒のリスク、一気飲みの禁止などについての周知を行う。	20歳未満の者の飲酒に関する啓発	健康医療部 ところ ■ 教育庁 ■ 府民文化部 ■	【ところ】 一気飲みの注意を促すポスターをはじめ、若者向けに飲酒の心身への影響を伝えるパネルを、継続してホームページに掲載。 【府民文化部】 (大阪府立大学・大阪市立大学) 学生に配布している「学生生活の手引き2021」「学生生活ガイド2021」内で、飲酒事故に関する注意喚起をはじめ日常生活におけるルールやマナーを勧奨している。また、教職員にも周知を実施している。 (高専) ・全学生に配布する学生便覧において、「学生生活の注意事項」として飲酒に対する注意喚起を行っている。(58ページ) ・長期休暇に入る前に、ミニ学校だよりを配布し注意喚起を実施。 ・新型コロナウイルス感染予防対策としても、不要不急の外出は自粛し、マスク会食を徹底することや、歓送迎会・謝恩会・宴会を伴う花見などを控えるよう注意喚起を引き続き行った。	
6	23	第4章	(2)広報・啓発の推進 ①学校教育の推進 (青少年に対する啓発)	保護者向けの啓発資料を作成し、教育庁を通じて周知を図り、20歳未満の者の飲酒に伴うリスクを保護者に向けて啓発する。	20歳未満の者の飲酒のリスクについての保護者への啓発	健康医療部 ところ ■ 教育庁 □	【ところ】 未成年の飲酒に伴うリスクを啓発するパネルを、継続してホームページに掲載。	
7	23	第4章	(2)広報・啓発の推進 ①学校教育の推進 (青少年に対する啓発)	保護者向けの啓発資料を作成し、教育庁を通じて周知を図り、20歳未満の者の飲酒に伴うリスクを保護者に向けて啓発する。	「保護者向けの啓発資料」の発送	健康医療部 ところ ■ 教育庁 □	【ところ】 飲酒防止教育を実施する学校から希望があれば、継続して学校を通じて保護者へリーフレットの配布。	
8	23	第4章	(2)広報・啓発の推進 ①学校教育の推進 (青少年に対する啓発)	飲酒開始年齢に近い世代の運転免許取得者に対し、自動車教習所で実施している飲酒運転防止に係るカリキュラムの確実な履行を徹底する。	指定自動車教習所に対する総合検査時の学科教習立会を継続実施する。	大阪府警察本部 交通部運転免許課 ■	【府警本部】 指定自動車教習所に対する総合検査及び随時検査を通じて、飲酒運転防止に係るカリキュラムの履行の徹底を周知させた。 令和3年中 総合検査38件 随時検査23件	
9	24	第4章	(2)広報・啓発の推進 ②府民への啓発の推進	アルコール関連問題啓発週間を中心に、府民に対して飲酒のリスクを下げるための啓発や不適切な飲酒の防止を図る。	アルコール関連問題啓発週間(11/10・11/16)の際の広報啓発	健康医療部 地域保健課 ■ 保健所 ■ ところ ■	【地域保健課】 ○市町村に対して、厚労省が作成したアルコール関連問題啓発週間の啓発ポスターと、大塚製薬によるセミオーダー啓発ポスターの掲示や、市広報誌でのアルコール関連問題啓発週間の啓発を依頼。 ○府庁内でのパネル展示 ○府政だより・府SNSでの啓発 【保健所】 ロビーなどを活用して、ポスター掲示やパネル展を実施(9保健所) 【ところ】 ロビーや駐車場にアルコール関連問題啓発週間に関するパネルやポスターを掲示し、ロビーに啓発ブースを設置し、アルコール関連問題に関するリーフレットやチラシを配架した。 ○大阪府民のための健康アプリ「アスマイル」に、啓発コラムを掲載した。	
10	24	第4章	(2)広報・啓発の推進 ②府民への啓発の推進	市町村の健康まつりなどの機会を活用し、アルコール健康障がいを取り上げて、飲酒に伴うリスクについて、正しい知識を普及し、不適切な飲酒の防止を図る。	市町村・保健所等における啓発	健康医療部 保健所 ■ 市町村 ■	【保健所】 2府保健所 ・市町村健康まつり等への協力 0件	
11	24	第4章	(2)広報・啓発の推進 ②府民への啓発の推進	市町村や保健所等のロビーなどを活用し、アルコール健康障がいについてのパネル展示やリーフレットの配架を行う。	各保健所における啓発	健康医療部 保健所 ■ 市町村 □	【保健所】 府保健所 9保健所 (ロビーなどを活用して、ポスター掲示、パネル展、リーフレットの配架)	
12	24	第4章	(2)広報・啓発の推進 ②府民への啓発の推進	市町村や保健所等において、市民を対象にアルコール健康障がいについての講演会を実施する。その際、自助グループと連携して、アルコール依存症の回復者が体験談の講演等を行う社会啓発活動の活用を図る。	府民への啓発	健康医療部 保健所 ■	【保健所】 府保健所 4保健所・7件 内9自助連携:6件 (家族教室、若年層への啓発など)	
13	24	第4章	(2)広報・啓発の推進 ②府民への啓発の推進	不適切な飲酒、過度な飲酒などの生活習慣が循環器疾患等に及ぼす影響、依存症などに関する情報をホームページ等により、広く周知を図る。	普及啓発に関するホームページの作成	健康医療部 健康づくり課 ■	「健活10」(ケンカツ テン)のキャッチコピーのもと、ポータルページ、チラシ、動画等で啓発を実施。また、新たにブックレットを作成し、アルコールによる健康障がいや適量飲酒についての情報を掲載し、啓発を実施。	
14	24	第4章	(2)広報・啓発の推進 ②府民への啓発の推進	職場の健康管理業務担当者に対して、研修会等の機会を通じて、アルコール健康障がいに関する正しい知識を普及する。	企業の健康管理担当者の研修会への協力	健康医療部 ところ ■	【ところ】 大阪産業保健総合支援センター・一般産業保健研修1回開催・28名申込(オンライン開催のため申込者数) 講義「アルコール健康障がいと依存症」	
15	25	第4章	(3)特に配慮を要する者 (20歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者)への対策	20歳未満の者や妊産婦の飲酒を防止するため、市町村・関係団体・事業者等と連携し、社会全体で正しい知識の普及に取り組む。	妊産婦こころの相談センター	健康医療部 ■	【地域保健課】 妊産婦こころの相談センター 電話相談:573件 医師相談:23件 【ところ】 対象別(妊産婦)のパネルをWEBページに引き続き掲載した。	

大阪府アルコール健康障がい対策推進計画における取組み事業

資料1-1

全事業一覧

No	ページ数	取組の具体的内容			アルコール健康障がい対策推進計画に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)内容	担当課 ■令和3年度取組み有 □令和3年度取組み無	【令和3年度(2021)】 実施状況
		項目						
		大	中	小				
16	25	第4章	(3)特に配慮を要する者(20歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者)への対策	20歳未満の者や妊産婦の飲酒を防止するため、市町村・関係団体・事業者等を連携し、社会全体で正しい知識の普及に取り組む。	20歳未満の者の飲酒防止に関する広報啓発	酒類販売業者、警察等と連携した広報啓発キャンペーンを通じて、未成年者の飲酒防止に関する広報啓発を行う	福祉部家庭局 ■	【福祉部】 例年、酒類販売業者、警察等と連携した広報啓発キャンペーン(街頭活動)を通じて、広く府民に対して未成年者の飲酒防止に関する意識の高揚を図っているが、令和2年度に引き続き令和3年度についても、新型コロナウイルス感染症感染拡大の防止のため、広報啓発キャンペーン(街頭活動)は中止となり実施せず。
16	25	第4章	(3)特に配慮を要する者(20歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者)への対策	20歳未満の者や妊産婦の飲酒を防止するため、市町村・関係団体・事業者等を連携し、社会全体で正しい知識の普及に取り組む。	20歳未満の者の飲酒防止に関する広報啓発	20歳未満の者の飲酒防止に関する広報啓発及び飲酒防止に関する教育を行う	健康医療部 保健所 ■ こころ ■	【こころ】 ○対象別(未成年)のパネルをWEBページに引き続き掲載した。 ○平成30年度に作成した飲酒防止教室実施者用テキストの改訂版を作成。飲酒防止教室実施者用テキスト改訂版及び令和元年度に作成した飲酒防止教室実施者用テキストの副教本「子どもとアルコール問題に関するQ&A集」、小・中・高校の教員向けに引き続き周知。 【保健所】 府保健所 啓発・教育 2保健所 (No12再掲)
17	25	第4章	(3)特に配慮を要する者(20歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者)への対策	女性や高齢者のアルコール依存症者が増加しているとの臨床報告があることから、正しい知識の普及や啓発等により、不適切な飲酒の防止を図る。	女性や高齢者向けに、不適切な飲酒の啓発を行う。	ホームページやアルコール関連問題週間において、女性や高齢者向けに、不適切な飲酒の啓発を行う。	健康医療部 ■	【こころ】 ○対象別(女性・高齢者)のパネルをWEBページに引き続き掲載した。 ○介護支援専門員等の高齢の方と接する機会の多い支援者に対して、「高齢者のお酒の問題あきらめていませんか？」のリーフレットを作成し、配布した。
18	25	第4章	(3)特に配慮を要する者(未成年者・妊産婦・若い世代・高齢者)への対策	風俗営業管理者等に対し、管理者講習等を通じて、20歳未満の者への酒類提供の禁止について周知を図る。	風俗営業管理者等に対し、管理者講習等を通じて、20歳未満の者への酒類提供の禁止について周知を図る。	風俗営業管理者に対する管理者講習の実施	大阪府警察本部 生活安全部保安課 ■	【警察本部】 令和3年中の、風俗営業管理者講習(実施回数4回)において、未成年者への酒類提供禁止について周知を図った。
19	25	第4章	(3)特に配慮を要する者(20歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者)への対策	風俗営業を営む者等による営業所での20歳未満の者への酒類の提供があった場合には、適切に指導・取締りを行う。	風俗営業を営む者等による営業所での20歳未満の者への酒類の提供があった場合には、適切に指導・取締りを行う。	営業所での未成年者への酒類の提供があった場合、立入り、取締り、行政処分等を実施	大阪府警察本部 生活安全部保安課 ■	【警察本部】 令和3年中の未成年者飲酒提供営業者の検挙件数11件、行政処分4件(営業停止3か月2件)
20	25	第4章	(3)特に配慮を要する者(20歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者)への対策	酒類を提供する飲食店等に対し、講習等を通じて、20歳未満の者や自動車運転者への酒類提供の禁止について周知を図る。	酒類を提供する飲食店等に対し、講習等を通じて、20歳未満の者や自動車運転者への酒類提供の禁止について周知を図る。	酒類を提供する飲食店等に対し、講習等を通じて、未成年者や自動車運転者への酒類提供の禁止について周知を図る。	大阪府小売酒販組合連合会 □ 大阪府外食産業協会 □	
21	25	第4章	(3)特に配慮を要する者(20歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者)への対策	酒類を提供する飲食店等で、20歳未満の者への酒類提供があった場合には、当該飲食店を管理する本部等を含め、適切に指導・取締りを行う。	酒類を提供する飲食店等で、20歳未満の者への酒類提供があった場合には、当該飲食店を管理する本部等を含め、適切に指導・取締りを行う。	酒類を提供する飲食店等で、未成年者への酒類提供があった場合には、当該飲食店を管理する本部等を含め、適切に指導・取締りを行う。	大阪府小売酒販組合連合会 □ 大阪府外食産業協会 □	
22	25	第4章	(3)特に配慮を要する者(20歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者)への対策	酒類を販売又は供与する業者による20歳未満の者の酒類販売・供与について、指導・取締りを行う。	酒類を販売又は供与する業者による20歳未満の者の酒類販売・供与について、指導・取締りを行う。	継続的な指導・取締りの推進	大阪府警察本部 生活安全部少年課 ■	【警察本部】 令和3年中 未成年者飲酒禁止法違反の検挙 19件22人
23	25	第4章	(3)特に配慮を要する者(20歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者)への対策	飲酒する20歳未満の者を発見したときは、当該20歳未満の者に対して飲酒の中止を促し、健全育成上必要な助言を行うとともに、保護者等に指導を促す。	飲酒する20歳未満の者を発見したときは、当該20歳未満の者に対して飲酒の中止を促し、健全育成上必要な助言を行うとともに、保護者等に指導を促す。	街頭補導活動等を通じた飲酒する未成年者の発見活動の推進	大阪府警察本部 生活安全部少年課 ■	【警察本部】 令和3年中に飲酒で補導した少年の人員 277人
24	25	第4章	(3)特に配慮を要する者(20歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者)への対策	家庭内暴力などの相談のうち、20歳未満の者の飲酒および不適切な飲酒を原因とする場合は、様々な生活上の問題への対策の推進を図る。	家庭内暴力などの相談のうち、20歳未満の者の飲酒および不適切な飲酒を原因とする場合は、様々な生活上の問題への対策の推進を図る。	相談の背景に飲酒に関連した問題があった場合又は疑われた場合に、状況に応じて、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供を行う。	福祉部 子ども家庭局 ■	【福祉部子ども家庭局】 相談の背景に飲酒に関連した問題があった場合又は疑われた場合に、状況に応じて、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供を行う。
25	25	第4章	(4)健康診断及び保健指導	健康診断に関わる職場の健康管理業務担当者・産業医に対して、減酒指導についての研修会を通じて、アルコール健康障がいに関する正しい知識を普及する。	減酒指導についての研修会の実施	簡易介入マニュアルを作成し、職場の健康管理業務担当者や一般科医・精神科医を対象とした研修により、減酒指導を普及する。	健康医療部 地域保健課 ■	【地域保健課】 ○医師を対象としたアルコール関連問題啓発フォーラム(主催:大塚製薬・後援:大阪府)の開催(WEB開催)。30分/1回・3回開催。受講者数:90名
26	26	第4章	(4)健康診断及び保健指導	保健指導に関わる市町村の保健師等に対して、アルコール健康障がいについての研修やアルコール専門医療機関や相談機関、自助グループ等について情報提供を行う。	市町村保健師等へのアルコール健康障がいに関する知識の普及、専門医療機関等の情報提供	こころの健康総合センターでのアルコール依存症に関する研修会や会議等を通じて情報提供	健康医療部 こころ ■	【こころ】 依存症相談対応・基礎研修(A-1) 3回開催・計239名参加 講義「依存症の基礎知識・相談の受け方」 依存症の本人・家族の体験談
27	26	第4章	(4)健康診断及び保健指導	身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関との連携を推進するための連携方法をマニュアルとして作成し、研修会等の機会を通じて周知、活用を図る。	身体科・精神科医とアルコール専門医の連携強化	身体科・精神科医、アルコール専門医の連携を強化するための簡易介入マニュアル案の作成。	健康医療部 地域保健課 ■	【地域保健課】 ○医師を対象としたアルコール関連問題啓発フォーラム(主催:大塚製薬・大阪府)の開催(WEB開催)。30分/1回・3回開催。受講者数:90名(再掲25)
28	26・27	第4章	(5)アルコール医療の推進と連携強化	大阪府依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱に基づき「依存症専門医療機関」及び「依存症治療拠点機関」を選定し、アルコール依存症をはじめとする依存症対策に取り組む拠点機関とする。	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関を選定し、アルコール依存症に関する医療を推進	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関を選定し、アルコール依存症に関する医療を推進	健康医療部 地域保健課 ■	【地域保健課】 ○依存症専門医療機関を15か所選定(政令市を含む)。そのうち1か所(大阪精神医療センター)を依存症治療拠点機関に選定。 ○府Webページ(医療計画)に都道府県連携拠点機関・地域連携拠点を公表。 ○治療拠点機関に委託し、依存症患者受診後支援事業を実施。支援件数:76件
29	27	第4章	(5)アルコール医療の推進と連携強化	保健所等及び大阪府こころの健康総合センターを相談の拠点として、アルコール健康障がいに対する相談支援を推進する。	保健所等及び大阪府こころの健康総合センターを相談拠点として、アルコール健康障がいに対する相談支援の実施	保健所等及び大阪府こころの健康総合センターを相談の拠点として、アルコール健康障がいに対する相談支援の実施	健康医療部 保健所 ■ こころ ■	【保健所】 府・中核市保健所:702件 【こころ】 こころの健康総合センター:161名(延べ200件)

大阪府アルコール健康障がい対策推進計画における取組み事業

資料1-1

全事業一覧

No	ページ数	取組の具体的内容			アルコール健康障がい対策推進計画に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)内容	担当課 ■令和3年度取組み有 □令和3年度取組み無	【令和3年度(2021)】 実施状況
		項目						
		大	中	小				
30	27	第4章	(5)アルコール医療の推進と連携強化	アルコール依存症の専門的治療を行うことのできる精神科医療機関の情報を収集し、府のホームページで情報提供するなどして、相談機関や一般の医療機関との連携促進を図る。	アルコール依存症専門医療機関の情報収集、提供	診療機関調査のアルコール専門治療を行う精神科医療機関の情報をホームページに掲載・発信する。	健康医療部 地域保健課 ■	【地域保健課】 ・府ホームページに、専門医療機関や、都道府県連携拠点機関・地域連携拠点を公表。 ・精神科救急対応医療機関が集まる会議や依存症治療拠点機関が実施する研修などの機会を通じて情報提供し、精神科救急医療施設等から依存症専門医療機関等への連絡体制の整備に努めた。 【こころ】 アルコール依存症の専門的治療を行うことのできる精神科医療機関の情報を収集し、府のホームページで情報提供するなどして、相談機関や一般の医療機関との連携促進を図る。
31	28	第4章	(6)飲酒運転対策等	飲酒運転の違反歴を有するドライバーを検挙し、アルコール依存症が疑われた場合は、専門医療機関の受診を勧奨する。さらに希望がある場合は、保健所に情報提供し、保健所での相談を実施する。	飲酒運転を行った者で、アルコール依存症の疑いがあるものに対し、治療を促し、飲酒運転の再犯を防止する取組。	飲酒運転を行った者で、アルコール依存症の疑いがあるものに対し、専門医療機関での受診勧奨、保健所等での利用勧奨を行い、アルコール依存症の治療を促す。	大阪府警察本部 交通部交通総務課 ■	【警察本部】 令和3年中 受診・相談勧奨件数 21件 専門医療機関受診数 12件 保健所等への情報提供数 4件 (参考) 令和3年中の第1当事者の飲酒運転による事故件数131件(死者数8人)
32	28	第4章	(6)飲酒運転対策等	飲酒運転対策等において、大阪府警、大阪府、大阪市、堺市で状況報告や課題の共有を行う。	飲酒運転対策等連絡会議の開催	飲酒運転対策等連絡会議にて、大阪府における状況や課題を共有する。	大阪府警察本部 交通部 ■ 健康医療部 地域保健課 ■	【警察本部・地域保健課】※大阪市・堺市も参加 ・飲酒運転対策等連絡会議を開催(1回)。 ・昨年の府警における飲酒運転対策の結果(専門医療機関受診勧奨件数等)の報告等を行った。
33	28	第4章	(6)飲酒運転対策等	大阪府交通対策協議会において、飲酒運転根絶に向けた地域、職域等との積極的な連携による公民一体となった広報啓発活動を推進する。	各季での交通安全運動において、飲酒運転根絶に向けた広報啓発活動を実施。	ポスター掲示などで広報啓発を実施。	都市整備部 ■	各季の交通安全運動での重点設定や、ポスター掲示等による広報啓発を実施
34	28	第4章	(6)飲酒運転対策等	飲酒運転をした者に対する取消処分者講習において、地域の相談・治療機関リストの提供や、自助グループの活用等により、アルコール依存症の疑いのある者が、相談や治療を受けにくさくさとなつていくような更なる取組みを行う	AUDIT等により自らの飲酒行動を認識させると共に、改善を促す。ディスカッション等で飲酒運転の危険性、悪質性の理解を深め、問題意識を持たせる。アルコール依存症の疑いがある者が相談や治療を受けにくさくさとなる各機関のリストの掲示、配布を行う	飲酒取消処分者講習において、通常の講習内容に加えて、「呼吸検査」「AUDIT」「飲酒日記」「ディスカッション」を実施	大阪府警察本部 交通部運転免許課 ■	【警察本部】 自らの飲酒行動を認識させると共に、飲酒運転の危険性、悪質性についての理解を深めるため、取消処分者講習において、映像教養、ディスカッション等による効果的な講習を実施するとともに、停止処分者講習(長期)においても、運転シミュレーター、飲酒ゴーグル等を用いた講習を実施した。また、アルコール依存症の疑いのある者が、相談や治療を受けるきっかけとなるよう各関係機関のリストの掲示及び配布を実施した。 ・令和3年中 飲酒取消処分者講習実施状況 146回(667名) 飲酒停止処分者講習実施状況 30回(33名)
35	29	第4章	(7)相談支援の充実 ①相談機能の充実	大阪府こころ健康総合センターにて、本人や家族等に対して依存症専門相談を実施する。	依存症専門相談におけるアルコール依存症相談への実施	依存症専門相談を実施し、相談機能の充実を図る。	健康医療部 こころ ■	【こころ】 相談実数 161件 相談延数 200件 ※R2.5月より、第2・第4土曜日に依存症専門相談を実施
36	29	第4章	(7)相談支援の充実 ①相談機能の充実	保健所等において精神保健福祉相談や訪問を実施する	こころの健康相談	アルコール依存症またはその疑いの本人・家族・関係者に対して、精神保健福祉相談員・保健師・精神科嘱託医による面接・訪問相談	健康医療部 保健所 ■	【保健所】 府・中核市保健所：相談実数702件
36	29	第4章	(7)相談支援の充実 ①相談機能の充実	保健所等において精神保健福祉相談や訪問を実施する	おおさか依存症土日ホットライン	土曜日・日曜日の依存症専門電話相談を実施する。	健康医療部 地域保健課 ■	おおさか依存症土日ホットライン相談件数 相談件数:214件 (内)アルコールに関する相談、40件)
37	29	第4章	(7)相談支援の充実 ①相談機能の充実	医療・保健・福祉等関係機関による依存症関係機関連携会議や事例検討会の開催などにより、相談支援における対応力の向上を図り、相談者が適切な支援につながるよう連携強化をめざす。	依存症関係機関連携会議の開催 依存症事例検討会の開催	依存症関係機関連携会議、依存症事例検討会を開催し、関係機関における相談支援の対応力向上を図り、相談者が適切な支援につながるよう連携強化を進める。	健康医療部 こころ ■	【こころ】 ○依存症関係機関連携会議の開催(2回) ①令和3年8月 ②令和4年2月 ○アルコール健康障がい対策部会(2回) ①令和3年11月 ②令和3年12月
38	29	第4章	(7)相談支援の充実 ①相談機能の充実	地域でアルコールに関連した問題や相談に応じる機会の多い民生委員や保護司等に対し、依存症に関する研修を実施し、本人・家族への適切な支援につなげる。	保健所や市町村等において、民生委員や保護司等に対して依存症に関する研修の実施	保健所や市町村等において、民生委員や保護司等に対して依存症に関する研修の実施	健康医療部 こころ □ 保健所 □	【こころ】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により研修会を中止
39	29	第4章	(7)相談支援の充実 ①相談機能の充実	暴力・虐待、自殺未遂や経済・労働問題等の飲酒に直接関連しない様々な相談業務においても、背景に飲酒に関連した問題が疑われる場合には、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供に努める。	労働相談及びメンタルヘルス専門相談	労働環境課において実施している労働者及び使用者を対象とした労働相談及びメンタルヘルス専門相談	府民文化部 福祉部 (地域福祉推進室・こども室) 商工労働部 ■ 健康医療部 保健所	【商工労働部】 ・令和3年度の労働相談実績(3年4月～4年3月):10,623件 うちアルコールに関連した相談件数:6件 ・令和3年度のメンタルヘルス専門相談実績(3年4月～4年3月):27回 うちアルコールに関連した相談件数:0件
40	29	第4章	(7)相談支援の充実 ①相談機能の充実	暴力・虐待、自殺未遂や経済・労働問題等の飲酒に直接関連しない様々な相談業務においても、背景に飲酒に関連した問題が疑われる場合には、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供に努める。	女性の抱える問題に関する相談事業	女性が直面している様々な問題について、電話相談、面接相談、SNS相談、法律相談を実施する。	府民文化部 ■ 福祉部 (地域福祉推進室・こども室) 商工労働部 ■ 健康医療部 保健所	【府民文化部】 令和3年度の相談実績(R3年4月～R4年3月) :面接相談1,219件、電話相談2,481件、SNS相談146件、法律相談53件。 うちアルコールに関連した件数:16件(把握している範囲)
41	29	第4章	(7)相談支援の充実 ①相談機能の充実	暴力・虐待、自殺未遂や経済・労働問題等の飲酒に直接関連しない様々な相談業務においても、背景に飲酒に関連した問題が疑われる場合には、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供に努める。	男性のための電話相談事業	家族、パートナー、親子関係、生き方、職場の人間関係のことなど、専門の男性相談員が電話による相談を実施する。	府民文化部 ■ 福祉部 (地域福祉推進室・こども室) 商工労働部 ■ 健康医療部 保健所	【府民文化部】 令和3年度の相談実績(R3年4月～R4年3月) :電話相談242件。 うちアルコールに関連した件数:0件(把握している範囲)
42	29	第4章	(7)相談支援の充実 ①相談機能の充実	暴力・虐待、自殺未遂や経済・労働問題等の飲酒に直接関連しない様々な相談業務においても、背景に飲酒に関連した問題が疑われる場合には、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供に努める。	【H30年新規】 生活困窮者自立支援機関における相談対応	生活困窮者への就労や家計改善、債務等についての相談に対応	府民文化部 福祉部 (地域福祉推進室・こども家庭局) 商工労働部 ■ 健康医療部 保健所	【地域福祉推進室地域福祉課】 市町村担当課を通じて自立相談支援機関に対し、依存症の方への支援や保健所等の相談窓口等について情報提供を行った。
42	29	第4章	(7)相談支援の充実 ①相談機能の充実	暴力・虐待、自殺未遂や経済・労働問題等の飲酒に直接関連しない様々な相談業務においても、背景に飲酒に関連した問題が疑われる場合には、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供に努める。	子ども家庭センターにおける相談対応	18歳未満の子どもに関するさまざまな相談やおおむね25歳までの青少年についての相談、配偶者からの暴力に関する相談等に対応	府民文化部 福祉部 (地域福祉推進室・子ども家庭局) ■ 商工労働部 ■ 保健所 ■ 市町村	【福祉部子ども家庭局】 背景に飲酒に関連した問題があった場合又は疑われた場合に、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供を行った。
43	29	第4章	(7)相談支援の充実 ①相談機能の充実	暴力・虐待、自殺未遂や経済・労働問題等の飲酒に直接関連しない様々な相談業務においても、背景に飲酒に関連した問題が疑われる場合には、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供に努める。	女性相談センターにおける相談対応	配偶者・恋人からの暴力、ストーカー被害、女性からの相談(夫婦や家庭内のトラブル、人間関係など)等に対応	府民文化部 福祉部 (地域福祉推進室・子ども家庭局) ■ 商工労働部 ■ 健康医療部 保健所	【福祉部子ども家庭局】 背景に飲酒に関連した問題があった場合又は疑われた場合に、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供を行った。

大阪府アルコール健康障がい対策推進計画における取組み事業

資料1-1

全事業一覧

No	ページ数	取組の具体的内容			アルコール健康障がい対策推進計画に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)内容	担当課 ■令和3年度取組み有 □令和3年度取組み無	【令和3年度(2021)】 実施状況
		項目						
		大	中	小				
44	29	第4章	(7)相談支援の充実 ①相談機能の充実	暴力・虐待、自殺未遂や経済・労働問題等の飲酒に直接関連しない様々な相談業務においても、背景に飲酒に関連した問題が疑われる場合には、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供に努める。保健所等は、必要な機関と連携して支援を行う。	保健所等において、本人や家族等に対して精神保健福祉相談や訪問の実施。	保健所等において、本人や家族等に対して精神保健福祉相談や訪問の実施。	府民文化部 福祉部(地域福祉推進室・子ども家庭局) 商工労働部 健康医療部 保健所 ■	【保健所】 府保健所(政令・中核市除く) 精神保健福祉相談・訪問実数 相談実数:2,913件 訪問実数:774件
45	29	第4章	(7)相談支援の充実 ①相談機能の充実	大阪府保健所、政令市、中核市において、地域のアルコール健康障がい対策関連機関の連携体制の構築を図る。	精神保健医療ネットワーク会議	府保健所で実施する関係機関ネットワーク会議において、アルコール問題に関する連携体制を構築する。	健康医療部 保健所 ■	【保健所】 府保健所及び中核市保健所において会議を開催 ・連携会議 5保健所・10回
46	29	第4章	(7)相談支援の充実 ②連携体制の充実	本人・家族に関わる地域の医療機関や教育機関、保健福祉関係機関(産業保健関係機関・高齢福祉・生活福祉・障害福祉等)、自助グループとの連携体制を構築する。	地域における連携体制の構築	保健所において連携のための会議や事例検討会等を実施し、顔の見える連携体制を構築する。	健康医療部 保健所 ■	【保健所】 府保健所及び中核市保健所において会議・事例検討会を開催 ・連携会議 5保健所・10回 ・事例検討会 5保健所7回
47	29	第4章	(7)相談支援の充実 ②連携体制の充実	自殺未遂事案の中で、アルコールに関する要因が含まれる場合、自殺未遂者相談支援事業(保健所と警察の連携)などを活用して、必要な相談支援を実施する。	自殺未遂者相談支援事業	保健所と警察の連携で実施している自殺未遂者相談支援事業において、アルコールが原因の自殺未遂事案について、必要な支援を実施する	健康医療部 保健所 ■	【保健所】 府・中核市保健所 相談実数(連絡票受理件数):674件 内)アルコール関連33件
48	30	第4章	(7)相談支援の充実 ②連携体制の充実	児童虐待や養育困難家庭の中で、アルコールに関する要因が背景に含まれていると考えられる場合、関係機関が連携を図り、適切な支援や介入を行う。	アルコールを含めたこころの相談の実施及び、関係機関との連携を図る	保健所等において、こころの相談や必要に応じて、市町村や福祉部門等との関係機関と連携を図り支援を実施する。	福祉部 子ども家庭局 ■ 健康医療部 保健所等 ■	【福祉部子ども家庭局】 背景に飲酒に関連した問題があった場合又は疑われた場合に、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供を行った。 【保健所】 アルコールを含めたこころの健康相談を実施するとともに、必要に応じて、関係機関と連携を図りながら支援を行った。
49	30	第4章	(7)相談支援の充実 ②連携体制の充実	家庭内にアルコールに関する問題を抱えている子どもが一人で悩みを抱えずに相談ができるよう、児童・生徒・若者専用の相談窓口についての周知に努めるとともに、適切な支援につながるよう、関係機関との連携を図る。	「すこやか教育相談24」「すこやか教育相談」等、教育相談窓口の周知	長期休業前等に府立学校各校に通知	教育庁 ■	【教育庁】 7月、12月、2月にそれぞれ府立学校各校に通知し、周知。
49	30	第4章	(7)相談支援の充実 ②連携体制の充実	家庭内にアルコールに関する問題を抱えている子どもが一人で悩みを抱えずに相談ができるよう、児童・生徒・若者専用の相談窓口についての周知に努めるとともに、適切な支援につながるよう、関係機関との連携を図る。	こころの健康総合センターで実施している「わかものハートほちほちダイヤル」「こころのLINE電話相談」の周知と、関係機関との連携を図る	こころの健康総合センターで実施している「わかものハートほちほちダイヤル」「こころのLINE電話相談」の周知と、関係機関との連携を図る	健康医療部 こころ ■	【こころ】 ○若年層支援者向けの自殺対策研修会や教育センターの研修会、自死遺児相談従事者研修会などで「わかほちダイヤル」のリーフレットを配布し、引き続き周知を行った。 ○「20歳未満の人の飲酒はなぜダメなの？」のリーフレットの中に、家庭内に問題を抱えている子どもに向けたメッセージを掲載。教職員に対して、飲酒防止教室等で、引き続きリーフレットの活用について周知を行った。
50	30	第4章	(7)相談支援の充実 ②連携体制の充実	自殺対策強化月間等を行う啓発活動においてリーフレット等を活用してアルコール依存症が自殺の危険因子の一つであることについて、普及啓発を行う。	自殺対策強化月間等におけるアルコール依存症の普及啓発	アルコール依存症について、自殺対策強化月間等を行うキャンペーンを活用し普及啓発を図る。	健康医療部 保健所 ■ こころ ■	【保健所】 自殺予防週間や月間において、ロビーなどを活用して、アルコール依存症に関するパネル掲示やリーフレットの配架を行う (府保健所 4保健所) 【こころ】 自殺予防週間や月間において、ロビーなどを活用して、アルコール依存症に関するパネル掲示を行う。
51	30	第4章	(7)相談支援の充実 ②連携体制の充実	自殺予防対策の研修(ゲートキーパー研修等)において、アルコール関連問題についても知識の普及を図る。	府民向けゲートキーパー研修におけるアルコール依存症の普及啓発	保健所、市町村等が実施する府民向けゲートキーパー研修において、アルコールと自殺の関係について普及啓発するよう働きかける。	健康医療部 保健所 ■ こころ ■	【こころ】 府ゲートキーパー養成講座 こころの健康総合センターが実施 参加者:78名 【保健所】 府ゲートキーパー養成講座 府保健所が実施 参加者:40名 市町村が実施 参加者:621名
52	31	第4章	(8)社会復帰の支援 ①啓発及び相談の充実	アルコール依存症の当事者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、アルコール依存症が断酒を継続することにより、回復する病気であること等を、公民協働により、社会全体に啓発し、アルコール依存症に対する理解を促す。	アルコール依存症のリハビリ支援の推進	アルコール依存症のリハビリの支援推進を進める自助グループ等の活動をホームページ等に掲載し、リハビリ支援の啓発を図る。	健康医療部 保健所 ■ こころ ■	【こころ】 ○自助グループの情報を載せた冊子を、こころの健康総合センターのホームページ「こころのオアシス」に引き続き掲載。 ○依存症理解啓発府民セミナーは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりオンデマンド配信のため、冊子の配布は実施できず。 【保健所】 府保健所 ○啓発週間における啓発 9保健所 内)自助グループとの連携・0保健所 ○市民を対象とした講演会 6回 内)自助グループとの連携・5件
53	31	第4章	(8)社会復帰の支援 ①啓発及び相談の充実	大阪府こころの健康総合センターにおけるアルコールを含めた依存症専門相談により回復支援を行う。	アルコールを含めた依存症相談の実施	アルコール依存症を含む依存症相談により回復を支援する。	健康医療部 こころ ■	【こころ】 依存症別相談者数 ・アルコール依存症 実数 161件、延数 200件 ・薬物依存症 実数 171件、延数 357件 ・ギャンブル等依存症 実数 231件、延数 677件 ・その他 実数 161件、延数 283件
54	31	第4章	(8)社会復帰の支援 ①啓発及び相談の充実	保健所等において自助グループと連携し、再発予防に向けて精神保健福祉相談や訪問を実施する。	再発予防に向けて、自助グループと連携して相談を実施する。	再発予防に向けて、自助グループの紹介など自助グループとの連携により相談を実施する。	健康医療部 保健所 ■	【保健所】 府・中核市保健所 相談実数 702件 内)自助グループ紹介件数107件
55	31	第4章	(8)社会復帰の支援 ②就労支援	働く意欲がありながら、様々な阻害要因で就職困難な方に対し、就労定着支援を実施する。	OSAKAしごとフィールド	様々な阻害要因を抱える方に対し、カウンセリングやセミナー等で就職を支援	商工労働部 ■	【商工労働部】 様々な阻害要因を抱える方に対し、カウンセリングやセミナー等で就職を支援 (アルコール健康障がいに関する件数のみを抽出することは困難)
56	31	第4章	(8)社会復帰の支援 ②就労支援	アルコール依存症の当事者の休職からの復職、継続就労について、偏見なく行われるようアルコール依存症に対する理解を促す。	アルコール依存症者の復職・継続就労に対する啓発活動	アルコール依存症当事者の休職からの復職、継続就労を進めるため、ホームページを活用し、アルコール依存症に対する理解促進を図る。	健康医療部 こころ ■	【こころ】 大阪産業保健総合支援センター・一般産業保健研修11回開催・28名申込(オンライン開催のため申込者数) 講義「アルコール健康障がいと依存症」

大阪府アルコール健康障がい対策推進計画における取組み事業

資料1-1

全事業一覧

No	ページ数	取組の具体的内容			アルコール健康障がい対策推進計画に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)内容	担当課 ■令和3年度取組み有 □令和3年度取組み無	【令和3年度(2021)】 実施状況
		項目						
		大	中	小				
57	31	第4章	(8)社会復帰の支援 ②就労支援	アルコール依存症の当事者が、就労に対する支援を希望する場合、本人の望む支援が受けられるよう、市町村や保健所等、医療機関、自助グループ、相談支援事業所、就労支援機関等が連携し、円滑な社会復帰を促進する。	地域における連携体制の構築	保健所において連携のための会議や事例検討会等を実施し、顔の見える連携体制を構築する。	福祉部 地域福祉推進室 健康医療部 保健所 ■	【保健所】※下記の内、就労支援に関する者の件数は不明 ○府保健所及び中核市保健所において会議・事例検討会を開催 ・連携会議 5保健所・11回 ・事例検討会 6保健所7回
57	31	第4章	(8)社会復帰の支援 ②就労支援	アルコール依存症の当事者が、就労に対する支援を希望する場合、本人の望む支援が受けられるよう、市町村や保健所等、医療機関、自助グループ、相談支援事業所、就労支援機関等が連携し、円滑な社会復帰を促進する。	【H30年 新規】 生活困窮者自立支援機関における相談対応	生活困窮者への就労や家計改善、債務等についての相談に対応	福祉部 地域福祉推進室 健康医療部 保健所 ■	【地域福祉推進室地域福祉課】 市町村担当課を通じて自立相談支援機関に対し、アルコール依存症の当事者の就労相談について、症状を理解した上での支援や必要に応じた連携が行えるよう情報提供を行った。
58	32	第4章	(9)民間団体の活動支援	アルコール依存症からの回復支援を行っている自助グループや関連団体の活動に対して市町村とも連携し支援を行う。	自助グループ・関連団体を対象にした人材育成及び啓発活動支援	関係機関等職員を対象に実施する研修会に、アルコール依存症の回復支援を行う自助グループ、関連団体に参加を呼びかけ、人材育成を図り、活動の広報に協力するなど、活動支援を行う。	健康医療部 保健所 □ こころ ■	【こころ】 ○依存症相談対応・基礎研修(A-1) 3回開催・計239名参加 講義「依存症の基礎知識・相談の受け方」 依存症の本人・家族の体験談
58	32	第4章	(9)民間団体の活動支援	アルコール依存症からの回復支援を行っている自助グループや関連団体の活動に対して市町村とも連携し支援を行う。	自助グループ・関連団体を対象にした人材育成及び啓発活動支援	【令和元年度～新規事業】 依存症について取組む自助グループ及び民間団体等の活動を支援する(補助金事業)。	健康医療部 地域保健課 ■	依存症早期介入・回復継続支援事業を実施。 9事業を選定し、うち、2事業がアルコール依存症に関する取組みを実施。
59	32	第4章	(9)民間団体の活動支援	啓発事業や研修会を自助グループと連携して実施し、自助グループの役割について啓発する機会とする。	啓発事業や研修会を自助グループと連携して実施し、自助グループの活動や役割についても啓発する。	11月に啓発フォーラムを実施し、ロビーにおいて自助グループの活動や役割について啓発を行う。	大阪府警察本部 交通部交通総務課 ■ 健康医療部 こころ ■	【警察本部】 一般社団法人大阪府断酒会による街頭啓発活動が新型コロナウイルスの蔓延により実施困難となったため、啓発活動の支援として、各警察署や運転免許試験場の窓口で啓発品の配布を実施した(飲酒運転に関すること)。 【こころ】 ○11月のアルコール関連問題啓発週間において、ロビーや駐車場にアルコール関連問題啓発週間に関するパネルやポスターを掲示し、ロビーに啓発ブースを設置し、アルコール関連問題に関するリーフレットやチラシを配架した。 ○OAC加盟機関・団体のアルコール関連問題啓発週間の取組みについて取りまとめ、ホームページに掲載した
60	32	第4章	(10)人材育成	大阪府こころの健康総合センターや保健所等において、地域の医療機関や教育機関、保健福祉関係機関(高齢福祉・生活福祉・障害福祉等)に対して人材育成のために研修を実施する。	医療機関・関係機関向け研修会の実施	医療機関、市町村等行政機関、相談支援機関を対象にアルコール健康障がい等に関する研修会等を実施する。	健康医療部 保健所 ■ こころ ■	【保健所】 関係機関等職員対象の研修会を開催 6保健所(7回) 【こころ】 ○ベシック研修 1回開催・91名参加 ○飲酒防止教育普及研修 1回開催・23名参加 ○依存症相談対応・基礎研修(A-1) 3回開催・239名参加 ○依存症相談対応・強化研修(A-3) 「依存症家族支援の重要性とCRAFTの活用法」 1回開催・30名参加 ○依存症相談対応・強化研修(A-3) 「小児期の逆境体験に焦点を当てた依存症の方への支援」 1回開催・50名参加 ○依存症医療研修(「アルコール依存症」をテーマとした回) 計19名参加 ※オンライン開催 ○依存症相談対応 人材養成テキスト動画版 依存症の相談対応についていつでも学ぶことができるように、人材養成テキストを動画化して公開
61	32	第4章	(11)調査研究の推進	国における調査研究や先進事例等の情報提供を通じて、府におけるアルコール健康障がい対策に関する実態把握や、調査研究の取組みを推進する。	国における調査研究や先進事例等の情報収集、府におけるアルコール健康障がい対策に関する実態把握や調査研究の取組みの実施	国における調査研究や先進事例等の情報収集、府におけるアルコール健康障がい対策に関する実態把握や調査研究の取組みの実施	健康医療部 こころ □	【こころ】 取組みなし
62	32	第4章	(11)調査研究の推進	地域におけるアルコール健康障がいに関する取組を情報収集、分析、発信する。	地域でのアルコール健康障がいの取組についての情報収集・発信	地域の関係機関・医療機関のアルコール健康障がいの取組状況等について情報収集及び分析し、発信する。	健康医療部 こころ ■	【こころ】 ○大阪アディクションセンターのメーリングリストを活用し、自助グループの取組みなどの情報を発信。 ○大阪アディクションセンター加盟機関・団体の連携支援を目的に、各機関・団体の取組状況を収集し、「大阪アディクションセンター加盟機関・団体活動状況冊子」を更新。 ○大阪アディクションセンター加盟機関・団体に呼びかけ、アルコール関連問題啓発週間の各取組みを収集し、大阪府のホームページに掲載。